○経済産業省告示第　　号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第四十九号（フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十月一日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第一　フロン類使用見通し 1　フロン類（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第２条第３項第４号に掲げる物質に限る。以下同じ。）の製造業者等（フロン類の使用の合理化及び管	第一　フロン類使用見通し 1　フロン類（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第２条第３項第４号に掲げる物質に限る。以下同じ。）の製造業者等（フロン類の使用の合理化及び管

理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）第２条第７項に規定する者をいう。以下同じ。）は、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの（以下「フロン類代替物質」という。）の開発その他フロン類の使用の合理化（法第２条第６項に規定する使用の合理化をいう。以下同じ。）のために必要な措置を講じることにより、フロン類の製造業者等が製造等を行うフロン類のうち、国内向け

理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）第２条第７項に規定する者をいう。以下同じ。）は、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの（以下「フロン類代替物質」という。）の開発その他フロン類の使用の合理化（法第２条第６項に規定する使用の合理化をいう。以下同じ。）のために必要な措置を講じることにより、フロン類の製造業者等が製造等を行うフロン類のうち、国内向け

に出荷する量に相当する量として、付録の算定式によって算出される量（トンで表した量をいう。以下「フロン類出荷相当量」という。）の低減に取り組むものとする。その際、フロン類の製造業者等は、法第12条第１項に基づく指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項（以下「指定製品の判断基準」という。）に基づく、指定製品に使用されているフロン類の環境影響度の低い物質への転換（以下「指定製品における転換」という。）の状況及び平成28年10月に採択されたオゾ

に出荷する量に相当する量として、付録の算定式によって算出される量（トンで表した量をいう。以下「フロン類出荷相当量」という。）の低減に取り組むものとする。その際、フロン類の製造業者等は、法第12条第１項に基づく指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項（以下「指定製品の判断基準」という。）に基づく、指定製品に使用されているフロン類の環境影響度の低い物質への転換（以下「指定製品における転換」という。）の状況及び平成28年10月に採択されたオゾ

ン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正において定められたフロン類の生産量及び消費量の段階的削減の達成の状況との整合性を踏まえて主務大臣が算定する、国内で使用できるフロン類の量の上限に相当する量の将来見通し（フロン類の種類ごとに、将来使用が見込まれるフロン類の数量に、当該フロン類の地球温暖化係数（フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき

ン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正において定められたフロン類の生産量及び消費量の段階的削減の達成の状況との整合性を踏まえて主務大臣が算定する、国内で使用できるフロン類の量の上限に相当する量の将来見通し（フロン類の種類ごとに、将来使用が見込まれるフロン類の数量に、当該フロン類の地球温暖化係数（フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき

経済産業大臣が定める係数（平成27年経済産業省告示第54号）をいう。以下同じ。）を乗じて得られる数量を合算して得られる数量（トンで表した量をいう。以下「フロン類使用見通し」という。）が、令和12年（2030年）において、1930万トン（令和11年（2029年）において、1930万トン）、令和17年（2035年）において、1230万トン（令和16年（2034年）において、1280万トン）であることを踏まえて、製造等をするフロン類の量の低減に取り組むものとする。

経済産業大臣が定める係数（平成27年経済産業省告示第54号）をいう。以下同じ。）を乗じて得られる数量を合算して得られる数量（トンで表した量をいう。以下「フロン類使用見通し」という。）が、令和７年（2025年）において、2840万トン、令和12年（2030年）において、1450万トン（令和11年（2029年）において、1680万トン）であることを踏まえて、製造等をするフロン類の量の低減に取り組むものとする。

2　（略）	2　（略）
第二　フロン類使用合理化計画	第二　フロン類使用合理化計画
1　（略）	1　（略）
2　フロン類使用合理化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。	2　フロン類使用合理化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
⑴　令和12年（2030年）におけるフロン類出荷相当量の削減目標（フロン類使用合理化計画を策定する年において、新たにフロン類の製造等を開始した者にあっては、令和12年（2030年）におけるフロン類出荷相当量の制限目標）	⑴　令和７年（2025年）におけるフロン類出荷相当量の削減目標（フロン類使用合理化計画を策定する年において、新たにフロン類の製造等を開始した者にあっては、令和７年（2025年）におけるフロン類出荷相当量の制限目標）

⑵・⑶　（略）	⑵・⑶　（略）
３～５　（略）	３～５　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。